



Title	岩本院における末寺支配の過程
Author(s)	圭室, 文雄
Citation	明治大学教養論集, 48: 80-94
URL	http://hdl.handle.net/10291/8771
Rights	
Issue Date	1969-03
Text version	publisher
Type	Departmental Bulletin Paper
DOI	

<https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/>

岩本院における末寺支配の過程

圭 室 文 雄

はじめに

寺院本末帳が江戸幕府の手によって作成されたのは、寛永9年（1632）～10年（1633）のことである。そしてその後はこれを基礎資料として、幕府は本末争論の処理にあたっている。たとえば岩本院に現存する史料のなかに、「寺院本末争論之事、寛永拾年諸宗より差上候寺院本末帳を以取捌き申すべし」⁽¹⁾とみえている。ところでこれまでの仏教史研究においては、本末制度は寛永本末帳によって固定されたものであるとして、そのごの本末関係の争論についてはあまり問題にされていない。しかし私は本末制度そのものは、はじめから固定していたものではなく、当初はきわめてあいまいな形態であったと考える。そこで本末制度がいかなる過程で形成され、強化されていったかを検討してみたいと思う。

岩本院は、相模国鎌倉郡江ノ島に所在し、古義真言宗仁和寺の末寺である。歴代の住職は血縁関係で結ばれ、古くから肉食妻帯をしている。江ノ島にはこのほかに、上之坊・下之坊の二か寺が存在するが、上之坊は山上にあって肉食妻帯をせず、下之坊は海岸の漁師町にあって岩本院と同じく肉食妻帯である。したがって上之坊よりも下之坊が、経済的に優位であったといえる。

ところで内閣文庫に現存する寛永10年「関東真言宗古義本末帳」には、岩本院・上之坊・下之坊の三寺とも記載されていない。幕府の命によってこの本末帳を作成するにあたっては、「寛永拾年之春鎌倉於莊嚴院、五ヶ寺致会合、関

東真言古義本末改御座候』²⁾と、鎌倉荘嚴院に、伊豆山般若院・国府津宝金剛寺・箱根山金剛院・鎌倉淨国院・手広青蓮寺など江の島に隣接する有力な五か寺が集っているので、当時岩本院・上之坊・下之坊が、はっきりした形で存在していれば、洩れるはずはないと考えられる。しからば寛永10年以前に三か寺とも存在していなかつたかといえ、たとえば岩本院・下之坊には、寛永以前に古文書が存在しており、上之坊についても、以前に存在しなかつたという証左はない。

そこで考えられることは、三か寺とも存在はしていたが、寛永10年に「末寺書上」を提出しなかつたのではなからうか。幕府も「寛永拾年差上帳全備無之様相見候」³⁾と、本末帳の不備はみとめていることである。もう一つ考えられることは、御室仁和寺末寺のなかに「此外衆徒九人」⁴⁾と記載されているので、この中に含まれていると考えることもできる。いずれにしても、本末関係の基準とされた寛永10年の本末帳のなかに、江の島の三か寺とも明記されていないため、その以後たびたび三か寺のあいだに本末争論がおこることとなった。

大きな本末争論としては、寛永17年(1640)、寛文5年(1665)、延宝3年(1675)、宝永元年(1704)の四つの争論があるので、順を追って検討し、その問題点をさぐると同時に、それが本末関係の強化にどのような役割を演じたかを考えてみたいと思う。

寛永17年の本末争論

寛永17年5月25日、岩本院は上之坊を寺社奉行に訴えた。その内容はつぎの点に要約することができる。まず第1は、後住相続の問題、(以下岩本院所蔵の史料による)

相州江嶋上之坊者、前々岩本坊より拘之坊ニ而、以子孫相続申坊ニ而御座候、先住死去之刻、(中略)岩本坊子孫すゑたく申時、其者を俊能坊取立相渡可被申旨断置申候事。⁵⁾

住職の代替りにさいして上之坊は、岩本院から後住を入れようとしたのを拒否している。第二、上之坊の寺領について。

上之坊寺領御座候由申上候、宮山之内ニ而少島御座候、上之坊先住代拙僧古坊主之時ニあれ地をおこし、少しさゑん場に仕来候。⁶⁾

と、本来上之坊には寺領など所属してはいない。上之坊が寺領だと申立てているのは、先住が菜園にしていたもので、本来は宮山である。また第3、堂塔再建之事。

拾三年前ニ上之坊類火ニ而、ゑんせういたし候時も、岩本坊拘之坊ニ而御座候故、早々建立仕、其うえ上之宮之本尊并童子ともに修造いたし、千駄之地蔵同中尊殊ニ御堂迄建立仕候、俊能坊ニ預置申候処ニ、四年以前ニ上之坊を自火仕候へとも、干今造立も不仕候事。⁷⁾

と、上之坊の堂塔炎上にさいして、岩本院はその復興に最善をつくしたが、そのご再び自火によって焼失したにもかかわらず、現在の僧侶は修復なども全く行っていないと批難している。

岩本院は、以上の3点について寺社奉行に訴え、現住である俊能坊の追放を申し出た。

ところで俊能坊は、先に述べたように、先住が死去したので、対岸の腰越満福寺(古義真言宗)のすいせんによって後住として上之坊に入った。岩本院とは無関係の人物である。ここで注目すべきは、上之坊に俊能坊が入った時期であるが、前記の史料によれば、それより13年以前は岩本院が上之坊を支配していたことは事実であり、4年以前に俊能坊がすでに上之坊に入っていたこともまた明らかである。とすれば俊能坊が上之坊に入ったのは寛永年5年から寛永13年までの間と考えねばならぬ。つまりそれは、本末帳が作成されたのと相前後する時期ということができる。かくて「上之坊は岩本院の拘坊」と主張する岩本院と、俊能坊との対決がはじまった。このあたりに、本末制度を確立しようとする時期における寺院間のあつれきがみられ、岩本院は相続権・財産権・後住選任権のすべてを主張している。当時まだ本末関係はきわめてルーズな段階で、末寺規制権もほとんどなかったとみるべきであろう。

この事件の決着がどのようについたかは、明らかでないが、慶安2年(1649)5月23日に、岩本院は代官成瀬五左衛門を通じて、幕府に、

相州鎌倉郡江嶋弁才天境内山林竹木諸役御免許之御朱印被成下候様⁸⁾と、朱印状の配布を要請している。なお宛名を岩本院と銘記してくれる様にと、付け加えることも忘れていない。つまり岩本院は、江之嶋一山の利権を一手におさめようというのである。かくて同年8月24日、幕府の朱印状を獲得することに成功した岩本院の経済的支配は、ここに決定的となったのである。

そのごこの支配権は、ますます強化されたようで、寛文2年(1662)10月11日上之坊が岩本院に提出した「手形之事」によれば、「社役之義へ不及申ニ、岩本院前々のことく支配ニ成、何而も不義仕間敷候、万事不作法不仕、岩本院へ礼義相背申間敷候」。⁹⁾

と、認めている。「後住之事」についても、自分一代限りにとどめ、あとは岩本院に任せる。さらに他寺出仕についても「岩本院末寺に御座候故、他寺へ出仕致申さず候」¹⁰⁾と、すっかり岩本院に隷属することを、上之坊能覚は誓約している。また堂塔の修理の件については、「拙者居住之内何様ニも諸旦那をすすめ造立可仕候」¹¹⁾、そのほか山林の木材についても、他所へ売買するようなことはしない。などと誓っており、この段階で上之坊は完全に岩本院の末寺に編入されたと考えらるべきであろう。

要するに、寛永17年の段階における本末関係はまだきわめてルーズなもので、岩本院の場合にみられるように、力関係によって慣行を固定化しようとする工作がなされた。このことを上之坊のがわからいえば、押しつけられた本末関係として理解できる。なお末寺帳作成のこの時期に、対岸の満福寺が強引に上之坊に弟子を送りこんだことは、末寺獲得工作であることは言うまでもないが、当時まだ岩本院と上之坊との本末関係は確立していなかったか、あるいはまた岩本院が主張するような慣行上の本寺権など存在していなかったか、そのいずれかを示すものと考えられる。

こうした時期に岩本院はさらにすすんで、慶安2年には幕府の朱印状をとりつけるいっぽう、仁和寺直末たる令旨をもらいうけ、ここに岩本院が本寺である条件は、一応ととのったのである。

寛文5年の争論

そもその争論は、寛文2年9月先住が死去したことにはじまる。先述のごとく寛文2年10月11日、上之坊能覚は岩本院の要求を全面的に呑み、その支配に服することを文書をもって誓った。ところが上之院においては、これは能覚が岩本院とはかった隠謀であると異議をとなえ、寛文5年(1665)3月10日、岩本院を寺社奉行に訴えた。かくて事件は新局面をむかえることとなった。訴状の内容は、大略つぎのようなものであった。

- ① 相州江嶋三弁天降臨之處三社三領各々一つ建立、一社宛銘々三別当仕候。⁽¹²⁾

つまり三弁天は別々に建立されたものであって、それぞれに本末関係はない。
(寛文2年)

- ② 去寅ノ九月先住相果被申候、惣而拙僧他山ニ罷在ニ付、末期ヲ不存候ニ岩本院来誉と数年不通ニ罷成候ニ、理不尽ニ押込、万事指引仕候。⁽¹³⁾
先住死去のさい、自分が上之坊を留守にしていたすきに、岩本院が圧力をかけて、勝手に誓約書を取ったのであると強調。

- ③ 寛永拾年之春鎌倉於莊殿院ニ五ヶ寺致会合、関東真言宗古義本末改御座候ニ而、以目錄被奉備御公儀様候、其大帳ニも上之院岩本院末寺御座有間敷候。⁽¹⁴⁾

上之坊が岩本院の末寺でないことは、寛永10年の本末帳に、両寺とも記載されていないことによっても明らかである。

- ④ 上之院ハ先規より清僧之寺ニ御座候ニ、妻帯之岩本院末寺ニ可仕との事、(中略)清僧之出家妻帯之手下ニ罷成候得ハ、一社一宇之破戒ニ罷成候。⁽¹⁵⁾

清僧である上之坊が、肉食妻帯の岩本院の末寺では、破戒となるではないか。

- ⑤ 山林竹木ニ至迄、三別当支配各別ニ而、先規より境目槌ニ御座候処ニ、近年上之宮分ニ新境杭ヲ指置押領仕候。⁽¹⁶⁾

と、山林の支配は古くから各別当別々であったのを、最近岩本院が上之坊の分も押領しようとしているのは不当である。

以上のように、上之坊は、さきの寛文2年に岩本院にとられた「手形之事」の誓約書の破棄を訴えている。そこで幕府は寛文5年3月18日、寺社奉行井上河内守正利・加加爪甲斐守直澄連名で、

如此訴状差上候間致返答書、来ル五月九日前、江戸へ致参府可遂対決候、遅参者可為曲事者也。(17)

と、後住誓約に立合った江之嶋玄与・藤沢宿宗禎・同所八右衛門の三人に、上之坊と対決させることにした。

対決場の様子については詳らかではないが、寛文5年(1665)6月9日
今度江嶋上之坊と岩本院就相論令糺明処、上之坊儀従先規岩本院為支配之旨、証文無紛間、弥不可有相違、為後鑑仍如件。(18)

と裁許が下り、上之坊の要求は一蹴された。このとき、寛文2年の「手形之事」、さらには、さかのぼって慶安2年の「朱印状」が、決め手となったと考えられる。また補助的な史料としては、弁才天縁起や、岩本院がもっていた中世文書等が参酌されたと思われる。このようにして岩本院の地位は、確固たるものとなった。いっぽう上之坊がわにおいては、岩本院の血縁相続とはちがひ、一代限りの僧であり、したがって地縁的なつながりも弱い。さらに経済的にも江戸および近在の村々へのおふだ配りなどで、坊を留守にする機会も多く、ために上之坊の住職の地位は、岩本院に比してきわめて不安定なものであったことは否定できない。それゆえなお更、江島弁天の一として岩本院と対等の地位を獲得し、独立しなかったのであろう。

しかるにこの争論の敗訴によって、上之坊はそれ以来完全に岩本院の末寺として、その支配下に入り、本寺に隷属することを運命づけられた。従ってその後、上之坊と岩本院が争論して、寺社奉行所に持ち込むという事件は、現存する史料にみる限りにおいては起っていない。

いっぽう諸宗寺院法度が出されたのも同じこの年で、本末争論にたいして、慶安段階の朱印の有無、大本山からの令旨などを基準に裁許するという幕府の方針が、一応かたまつたようである。さらに以上の事件を信仰の面からみれば、近世初期に上之坊にたいする信仰が盛んであったと考えられる。それだからこ

そ、岩本院がそれを支配下に入れようと躍気になったことも当然であり、腰越満福寺が一時的にもせよ、僧を送りこんだこともうなづけるのである。

延宝3年の争論

延宝3年(1675)の本末争論は、岩本院と下之坊との間で行なわれた。そのきっかけは下之坊が直接、古義真言宗の大本山である仁和寺に直末願を提出して、岩本院の支配をはなれようとしたためである。

これを知った岩本院は早速、延宝3年12月13日仁和寺に「口上書」を送った。相州江ノ嶋一山之儀、先年御所様へ為召加、御末寺御令旨岩本院頂戴仕候処、今度下之坊は御末寺之御令旨奉り候事、不謂儀＝奉存候事。(19)

と、江の嶋一山の支配権は、申すまでもなく仁和寺直末である岩本院にある。しかるに末寺の下之坊が同格の直末を願いでるとは、はなはだ不当である。江の島における岩本院の地位は、

岩本院一嶋之根元たる事、紛無御座候、就其段先規一嶋之支配岩本院仕来候儀、慥成証文数通御座候。殊＝一嶋之縁起も、一部五卷＝相見候(20)

で、最高のものであることは、縁起・古文書によっても明らかなることである。また寺領についても、「一山之御朱印も岩本院と被成下候」(21)と、慶安2年以降朱印の宛名はすべて岩本院になっていることを強調し、

先年頂戴仕候、奉御令旨一山之軌則相立、御朱印之御威光＝而、一嶋之御法度戒法相守申儀＝御座候(22)

と、仁和寺の権威によって江の嶋の本末規式は保たれており、朱印の威光で統制が行なわれている。しかるに仮りにいま、並立して仁和寺令旨が出されるようなことがあれば、その権威は無力化することであろうと警告し、仁和寺の直末たりうる条件は自分だけであると岩本院は強調している。

そして一方、寺社奉行に対しても、延宝4年1月24日、下之坊離末一件を訴訟している。「下之坊去年霜月上京仕、別＝御令旨仕度旨御訴訟申上候」。(23)が、しかし「江之嶋儀慶安年中＝証文指上、一嶋御末寺＝被召加、御令旨岩本院宛にて頂戴仕置候」(24)と、江の島一山の朱印状は、すでに慶安2年岩本院宛

に下布されていると、自院の相対的地位の高さを強調している。さらに寺社奉行への要望として、「御朱印御令旨之奉仰御威光、寺法社法、如前々相勤候様」⁽²⁵⁾下之坊にきつく達してほしいと付け加えている。

このとき幕府は下之坊を呼び出して、寺社奉行小笠原山城守長頼・本多長門守忠利が列席のうえ、裁許しているが、その結果は岩本院の要求が全面的に容れられて、下之坊の敗訴に終わっている。かくて延宝4年(1676)2月9日、下之坊は寺社奉行に、

江嶋弁才天一山江被下候御朱印御宛所、岩本院と被遊、其外先御奉行被仰付候次第も、岩本院下＝相属候上之坊下之坊＝無紛候、依之拙僧申分不届被召聞、向後岩本院へ無相背可受差図旨被仰付奉畏候。⁽²⁶⁾

と、全面降伏の一札を提出させられたのである。しかし文中、岩本院に属すとはいっても、末寺となるとは云っていない点注目しておきたい。

ところで仁和寺の返事はどうだったろうか、管見の限りでは仁和寺からの返書がないので、はっきりしたことは言えない。しかし後年下之坊が訴訟＝利用している文言に、その間の事情を示すものがあるので参考までにあげておく、

此度下之坊江も御令旨可被下之段、双方江御申渡御座候処＝、岩本院申上候者、江之嶋御朱印拙僧頂戴仕候、一嶋之内江此度下之坊＝御令旨被下候儀迷惑仕候と、再三御断申上候＝付、此度者御令旨不被下候。⁽²⁷⁾

と、結局、下之坊は再三にわたる岩本院の妨害によって、仁和寺から直末の許可が得られなかったとしている。

以上のように下之坊の離末運動は成功せず、寺社奉行からも、仁和寺からも、結果的には拒否されてしまった。いっぽう岩本院は一段とその支配力を強化し、少なくともこの時期における岩本院の地位は、江の島において鞏固不動のものであったといえると思う。

ところで下之坊は何故かくも強力に独立をはかったのであろうか。当時弁天信仰の流行とともに、参詣人が増加し、それに伴って渡船場も繁昌し、江の島の漁師町の経済力も上昇したと考えねばなるまい。したがって漁師町に存在し、最も地の利をえている下之坊が、経済的に大きな恩恵をうけ、参詣人も集まっ

たであろうことも又、否定できない。このような背景において下之坊は、仁和寺直末という権威ある寺格を獲得して、岩本院と並んで院号を称することを計画したのであろう。

宝永元年の争論

宝永元年（1704）岩本院と下之坊との対決である。この年8月、岩本院は寺社奉行所に訴訟を申立てた。その内容は大別してつぎの四件であった。

①鉄砲証文こと

元禄十四年鉄砲御改之節、証文等を高野在番方江差出申由ニ候、⁽²⁸⁾
鉄砲改めの証文は、もとより岩本院を通じて代官に提出すべきであるが、下之坊は高野在番方に直接とどけている。

②院号のこと、

院号御免無之ニ、下之坊任我意、札守等ニ下之院ト認申候、⁽²⁹⁾
正式に院号の免許をうけてないにもかかわらず、お札やお守りに下之院と記すのは怪しからんという。それまでお札やお守りは岩本院が独占販売していたが、下之坊が挑戦したのであろう。

③岩屋に差出すべき人夫のこと、

猟師町之者茂背先例人歩等も岩屋へ差出し不申候。⁽³⁰⁾
古くから漁師町は社役を負担していたのに、最近では労働力を提供しなくなったと、これにも下之坊が関係したのであろうと批判している。

④下之坊不行跡のこと。

下之坊行跡我儘多御座候ニ付、自然ト本宮江社参之障ニも罷成、次第ニ衰微仕候、如此下之坊われわれニ任我意振舞候へ而ハ、末々本宮断滅にも及可申と迷惑奉存候。⁽³¹⁾

下之坊の勝手な振舞を許せば、ゆくゆくは本宮の参詣も絶えるだろうと、しかしこれは、いうまでもなく弁天信仰が衰えるという意味ではなく、岩本院の客が、渡船場に近い下之坊にとられてしまうだろうことを恐れているのに外ならない。

岩本院のこの訴えにたいして、下之坊もさっそく同年9月、寺社奉行に提訴した。まず岩本院が出した4つの問題点について、

惣而御当地近国真言宗古義之寺院江者、御公儀諸事之御触等之儀も、高野在番中より廻状被致候＝付、(中略)右鉄砲之証文高野在番中迄差上候儀難心得奉存候、寛永九年高野山慈眼院法印実慶より奥嶋院と、院号免状有之候上者、私官とハ被申間敷候、⁽³²⁾

寛永9年に奥嶋院の院号をもらっている。したがって決して私官ではないこと、そしてその後30年来下之院と称しているのに、今更とがめ立てするのはおかしいではないか、という。しかしこれは疑問である。仮りに院号の免許が本当だとすれば、寛永期に院号をうけている例はきわめて少なく、この地域ではほとんど現存しない。さらに気になることは、古義真言宗本末帳がはじめて作成された寛永10年より1年前ということである。③、漁師町が社役をつとめたのは御蔵入の時で、岩本院の支配になってからは社役などつとめてはいない。④、下之坊不行跡については、

三社各別＝相立＝三別当寄合相勤申候、寺法迎者無御座候、然共其節拙僧於上方＝越年仕候を、寺法＝相背候と、岩本院より御奉行所江申上候。⁽³³⁾

特別の寺法があるわけでもないのに、岩本院がいいがかりをつける理由はないとしている。

さらに11月25日、下之坊は寺社奉行に追加提訴した。それによると、岩本院が旅宿の札に「江之嶋惣別当岩本院」と掲げている、しかし

惣別当と申儀於何方御免被遊候哉承度奉存候、万老御免無御座候得者、下之院老人＝限り候院号さへ、御公儀江申上候岩本院＝而御座候得ハ、上之宮下之宮を掠惣別当と名乗申儀我儘成儀と奉存候御事。⁽³⁴⁾

岩本院が勝手に惣別当と、詐称することは、はなはだけしからんという。これは岩本院が上之坊・下之坊の独立性を認めないことに対する批難であるのはいうまでもないが、当時「惣別当岩本院」が宿坊としてもはばをきかせていたことを示すものであろう。

宝永2年(1605)のはじめ、この争論についての裁許がだされた様であるが、

寺社奉行からの裁許状は見当らない。しかしその後下之坊が寺社奉行に提出した「差上申一札之事」によれば、結末は岩本院にきわめて有利に展開している。たとえば支配関係について、

御朱印御宛所岩本院と被遊候へハ、岩本院＝相属候下之坊＝紛無之、向後岩本院江無違背可受差図⁽³⁵⁾

と、下之坊は岩本院の支配下に属すべきであるとしている。なお下之坊は元禄5年（1692）に朱印をうけているが、

御朱印御寄附被遊候へハ、格坊と相心得、其後ハ相談をも不仕候。(中略)重々不届思召候、依之此度急度可被仰付候⁽³⁶⁾

朱印をうけた後は、格坊である自負をもち、同格の岩本院とは何事も相談する必要ないと心得ていたが、これは自分の誤りであった。さらに院号については、

高野山より75年以前、奥嶋院と免許之处、自分＝称下之院其段御奉行所江御届不申上御不審之上申披茂無御座迷惑仕候、向後下之院と称申間敷候、弥前々之通諸事岩本院江遂相談社役等可相勤⁽³⁷⁾

これからは下之院とは称さない。そして以後は何事も岩本院と相談のういで決め、高野在番え直接とどけでるようなことはせず、岩本院の支配に従うと誓っている。

ここで注目したいことは、本末関係の単なる格式だけのものではなく、その底流に利害がからんでいるということである。たとえばお札をくばるとか、お守り売るなどという場合にも、院号による権威づけが必要であったし、いっぽう「惣別当岩本院」の看板にしても、宿坊として客を集めるための手段にはかならない。

江ノ島弁才天信仰は、江戸はもとより、関東一円にひろまったものであるが、このころから次第に参詣人が雲集するようになったものようである。いっぽう御師たちは、江戸や近郷近在にお札を売り歩き、長期間の行脚が続いたとされている。この様な背景において、くりかえしくりかえし本末争論は起ったのである。

ところで下之坊にとって、さらに不幸な出来事がおこった。宝永5年5月住

職恭順が死去したのである。岩本院はさっそくこの機をとらえて、さらに下之坊に圧力をかけることになった。すなわち5月28日、下之坊の家来七兵衛・政右衛門の兩人は、岩本院から「指上申一札之事」という五か条からなる誓約書を取られている。

第一条

御宮之儀、只今迄修行仕候通、御祈禱之儀申付之、御膳供灯明等無懈怠備之、掃除以下至迄無油断可申付候。⁽³⁸⁾

祈禱・供膳・灯明・掃除など懈怠なく行う。

第二条

小太郎初幼少之者共養育之儀并火之元入念可申付事。⁽³⁹⁾

恭順の跡目である小太郎の養育については兩人が責任をもつ。

第三条

社領知百姓公事訴訟者不及申、不依何事、上之坊を以相窺可申候。⁽⁴⁰⁾

訴訟などいっさいは、上之坊を通じて具申する。

第四条、下之坊の家来は漁師町で乱暴狼籍を行わないこと。⁽⁴¹⁾

第五条、山林竹木をみだりに伐採しないこと、⁽⁴²⁾というきびしいものであった。また同日、村方の名主伊右衛門以下百姓代四名は連署で、これとほぼ同様の誓約書を岩本院に出している。この場合、注目すべきはその第一条で、

今度下之坊恭順就死去当嶋獺師之者共騒動かましき儀無之万事隱便ニ仕、弥以年貢等無滞下之坊方江可收納事、⁽⁴³⁾

,と

いっぽう、恭順死去が悲劇的であっただけに、そのタイミングをあまりにもうまくとらえて、強引なまでに勢力を伸張した岩本院にたいして、批難があつままったのもまた当然のことであった。そのことは同年7月12日の「下之坊後室口上」に、

先日申上候通恭順存生の所存捨かたく御座候。⁽⁴⁴⁾

と、その死は疑惑視されるものであったようである。8月28日、後住は小太郎ときめ、宝永5年中に剃髪させることになった。かくて下之坊対岩本院の本末

争論にも、終止符が打たれることとなった。

お わ り に

以上岩本院における末寺支配の過程を、寛永17年・寛文5年・延宝3年・宝永元年の四つの段階にわけて検討した。

第一の段階においては、岩本院は慣行を主張することによって、上之坊を抱坊（つまり末寺）という形で統制しようとした。これに対して上之坊は、反撥し提訴した。しかし結局、岩本院は幕府の朱印状をとって、自身を権威づけ、慣行を固定化することに一応成功している。

第二の段階においては、上之坊は寛永10年本末帳に岩本院との本末関係が記載されていないことを理由に、本末関係を否定した。しかし岩本院は、朱印状・仁和寺の令旨・古文書の所蔵（なかんづく弁才天縁起を所持）などを理由に本寺権を主張し、幕府の公認を得ている。

第三の段階では、こんどは下之坊が岩本院からの離脱をはかり、仁和寺に訴訟した。しかし再三にわたる岩本院の反対によって、ついに離末は成功しなかった。

第四段階では、お札やお守に下之坊が院号を使用したことが問題となった。下之坊は元禄4年にうけた朱印状に力をえて、離末が不可能なら、院号によって権威づけようと計画、努力した。しかし幕府の裁許はこんどもまた下之坊に不利であった。

以上のように、この本末争論の底流には、隆盛をきわめる江の嶋弁才天信仰と、そこに雲集する参詣人の経済力の配分をめぐる争奪戦があったことに、注目しなければならない。院号は、お札やお守りの利潤につながり、惣別当は、最も靈驗あらたかな宿坊として、繁昌をもたらす。

このように近世初期には上之坊が、延宝以降は下之坊が、それぞれ岩本院と本末争論をくりかえしていることは、いずれも隆盛をきわめた時期を示すものであり、経済力を得た坊が、岩本院と対決して、独立しようとして謀ったものと考えらるべきであろう。そこに本末関係のもつ真の意味も、またあると思うのであ

る。

附記、さいごに史料の閲覧を快く許された岩本楼、またとくに御協力を賜った藤沢市史編纂室の方々に謝意を表する次第である。

参 考 文 献

注(1)	(寺院本末争論之事) 丑7月	岩本楼所蔵文書
(2)	「乍恐御訴訟申上候」寛文5年3月10日	〃
(3)	(寺院本末争論之事) 丑7月	〃
(4)	「関東真言宗古義本末帳」寛永10年2月	内閣文庫所蔵
(5)	「乍恐以返答書申上候事」寛永17年5月25日	岩本楼所蔵文書
(6)	〃	〃
(7)	〃	〃
(8)	(御朱印被成下様訴訟仕候) 慶安2年5月23日	〃
(9)	「手形之事」寛文2年10月11日	〃
(10)	〃	〃
(11)	〃	〃
(12)	「乍恐御訴訟申上候」寛文5年3月10日	〃
(13)	〃	〃
(14)	〃	〃
(15)	〃	〃
(16)	〃	〃
(17)	「覚」寛文5年3月18日	〃
(18)	「覚」寛文5年6月9日	〃
(19)	「依被為仰付候乍恐口上書差上申候」延宝3年12月13日	〃
(20)	〃	〃
(21)	〃	〃
(22)	〃	〃
(23)	「乍恐口上書以申上候」延宝4年1月24日	〃
(24)	〃	〃
(25)	〃	〃
(26)	「差上申一札之事」延宝4年2月9日	〃
(27)	「乍恐以返答書御訴訟申上候御事」宝永元年9月	〃
(28)	「乍恐口上書を以御訴訟申上事」宝永元年8月	〃
(29)	〃	〃
(30)	〃	〃

- | | | | |
|-----|------------------|---------------|---|
| 31) | “ | “ | “ |
| 32) | 「乍恐以返答書御訴訟申上候御事」 | 宝永元年 9 月 | “ |
| 33) | “ | “ | “ |
| 34) | 「乍恐追而申上候口上之覚」 | 宝永元年11月25日 | “ |
| 35) | 「差上申一札之事」 | 宝永 2 年 3 月18日 | “ |
| 36) | “ | “ | “ |
| 37) | “ | “ | “ |
| 38) | 「指上申一札之事」 | 宝永 5 年 5 月28日 | “ |
| 39) | “ | “ | “ |
| 40) | “ | “ | “ |
| 41) | “ | “ | “ |
| 42) | “ | “ | “ |
| 43) | 「覚」 | “ | “ |
| 44) | 「下之坊後室口上」 | 宝永 5 年 7 月12日 | “ |